

議 事 日 程

令和8年第1回浜中町議会臨時会

令和8年1月29日午前10時00分開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 1号	専決処分の報告について
日程第 6	議案第 1号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 2号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 3号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 9	議案第 4号	工事請負契約の締結について
日程第 10	議案第 5号	工事請負契約の締結について
日程第 11	議案第 6号	工事請負契約の締結について
日程第 12	議案第 7号	工事請負契約の締結について
日程第 13	議案第 8号	令和7年度浜中町一般会計補正予算（第9号）
日程第 14	議案第 9号	令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 15	議案第 10号	令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）

(開会 午前10時40分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和8年第1回浜中町議会臨時会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番三上浅雄議員及び2番渡邊秀治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第3、諸般報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 本日、第1回浜中町議会臨時会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

12月19日、浜中町・与那原町フレンドシップタウン協定書交換式が役場で開催されました。

沖縄県与那原町とは、平成7年に浜中、与那原の両町の商工会青年部同士が連携協定を締結した以降、親交を深めてまいりましたが、両町のさらなる発展を願い、昨年7月30日に正式に友好都市として協定を締結したものであります。

交換式には、与那原町から来町された照屋町長、当真議長をはじめ、8名の皆様、本町からは町三役、町議会議員や町商工会員の皆さんなど、約40名が出席し、両町による協定書や記念品の交換が行われました。また、同日、町内にて協定締結祝賀会が開催され、本町と与那原町の絆を深めたところであります。

与那原町との友好関係が末永いものとなり、両町のさらなる発展と幅広い分野での交流の促進に向けて共に歩みを進めていくことを期待するものであります。

12月20日、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して整備した浜中町湯沸会館の完成式典を執り行いました。

当日は、多くの湯沸自治会の皆様にご出席をいただき、施設の説明や鍵の引渡しなどを行い、滞りなく式典を終えることができました。

本施設は、既存の集会施設でありました旧湯沸母と子の家の老朽化に伴い、地域要望を受け整備した建物であり、建設地を津波災害警戒区域該当したことによりまして、湯沸地区の集会の用途に加え、指定緊急避難場所としての機能も兼ね備えております。今後も、地域コミュニティーの継続や活性化が図られるよう、住民福祉の向上に努めてまいります。

1月5日、町主催による新年交礼会を総合文化センターにて開催いたしました。

当日は、国会議員や道議会議員、町議会議員の皆様をはじめ、各産業団体、自治会や関係機関の代表の方など、102名の出席をいただき、輝かしい新春の門出を共に祝いました。

会場では、うたはな琴サークルの皆さんによる新年の幕開けにふさわしい美しい琴の調べが披露されました。また、霧多布中央会の皆さんによる獅子舞が登場すると、その勇壮な舞により会場は一層の活気に包まれ、参加された皆様で垣根を越えて新年の抱負やまちの未来について活発な意見交換が行われ、地域の絆を再確認する貴重な機会となりました。

ご多忙の中、ご出席をいただきました皆様、誠にありがとうございました。

1月19日、災害等緊急時における支援協力に関する協定締結式を実施しております。

この協定は、本町を含め、管内6町村とNPO法人ピースウィンズ・ジャパンとの間で、災害時において、同社が所有する技術、航空機等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援、人員や救援物資等の輸送などを実施することにより、被害の防止、軽減を図

ることを目的とするものであります。

さらに、1月26日には大規模災害時における支援活動に関する協定締結式を実施しております。

この協定は、本町と一般社団法人AZ-COMネットワーク、株式会社北海道丸和ロジスティクス、株式会社ルートとの間で、災害時にAZ-COMネットワークが展開している全国支援ネットワークを活用し、被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に支援物資の調達や輸送等の救援活動などを実施することを目的とするものであります。

いずれの協定も、災害時の緊急支援物資等や支援物資調達、輸送等の救援活動における連携を強化し、地域住民の安全、安心を守る協力体制を図ることを約束したところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） さきの議会からの主なものについてご報告いたします。

12月12日には、浜中町教育委員会研究指定公開研究会が霧多布小学校・中学校を会場に開催されました。午前には小学校社会科の授業、そして、午後には中学校理科の授業が公開されました。

今年度は、小中連携の研修が一層充実し、9年間の学びを見通した共通理解が深まってきました。小学校で育つ自ら学びを選択する姿、そして、中学校で養われる課題を探究し、主体的に取り組む姿が連続し、一貫した学びの流れが形になりつつあります。本研究大会を通して各小・中学校がこれまで積み重ねてきた研究の成果を共有し、今後の学びの方向性をさらに深めていく貴重な場となっております。

23日には、小・中学校の2学期終業式が行われました。翌日からの23日間の冬季休業については、各学校からの事故の報告もなく経過しております。

25日には、浜中町の児童生徒代表がいじめのない学校づくりに向けた1学校1運動を主体としたどさんこ☆浜中町子ども地区会議が開催されました。

本会議開催に当たっては、霧多布高等学校の生徒会が司会や運営を務めるなどの協力をいただき、散布小学校、茶内小学校、浜中中学校の発表を基に協議を進めました。

1月11日には、令和8年浜中町二十歳のつどいが午後から総合文化センターで開催されました。

本年の本式典の対象者は、昨年が62名で、本年は23名減の39名でありました。そのうち、当日には町内からの出席者24名、町外からの出席者は6名、合わせて30名の出席者があり、保護者を含め、観覧者40名に見守られる中、厳粛に式典が行われました。

当日は、穏やかな天気の下で、色鮮やかな振り袖やはかま、それにスーツ姿の若者が久しぶりの友人と再会を喜び、記念写真を撮りながら新たな門出を笑顔で喜び合っていました。

23日には、浜中町スピードスケート少年団アイスピードの中学校3年生3名が来庁され、齊藤町長へ表敬訪問を行いました。

3名の選手は、今月10日から11日に帯広市で開催されました第56回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会において、二瓶弘成さんは2種目に出場し、500メートルが12位、1000メートルで13位、齋藤嶺さんは、3000メートルが19位、5000メートルで15位、宮崎凜奈さんは、1500メートルが22位、3000メートルで11位となり、3選手が全国大会出場枠である24位以内の成績を収め、全国大会への切符を手に入れました。3名は、1月31日から2月3日にかけて、長野市のエムウェーブで開催されます第46回全国中学校スケート大会に出場いたします。

なお、25日に開催されました浜中町民スケート大会において、中学校3年男女それぞれ1000メートルにおいて、二瓶弘成さん、宮崎凜奈さんが大会新記録を出しております。

26日には、北海道教育委員会から令和8年度公立高等学校入学者選抜の出願状況が発表されました。霧多布高等学校においては、定員60名に対し、一般出願13名、推薦出願2名、合わせて15名の出願の状況となっております。

28日には、今月12日に本町で開催されました釧路管内少年少女下の句かるた選手権大会において、浜中町かるた協会所属の3チームが優勝、準優勝したことから、来月8日に開催されます北海道子どもかるた大会への出場に向けて、齊藤町長へ表敬訪問を行いました。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、報告第1号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第1号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、第51回衆議院議員総選挙に伴う経費について、1月23日付をもって専決処分をしたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費の衆議院議員選挙に要する経費で、選挙管理委員外報酬などで1317万4000円を計上、一方、歳入では、国庫支出金を充てたほか、不足する財源については、地方交付税92万4000円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は112億6029万1000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し

上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第1号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。
これから報告第1号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから報告第1号を採決します。
お諮りします。
本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第1号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第1号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度の給与改定に伴い、関連する条例の一部改正をしようとするものであります。

8月7日に人事院は国家公務員の給与等について勧告をしたところであります。

この勧告の内容を申し上げますと、月例給につきましては、公務員給与と民間給与との較差3.62%を解消するため、俸給表を平均3.3%引き上げるもので、期末勤勉手当につきましては、支給割合が民間比較で年間0.05月下回っていることから、これを0.05月引き上げ、年間支給割合を4.6月から4.65月とするものであります。

自動車等使用者に対する通勤手当については、民間の支給状況等を踏まえ、見直しを行い、令和7年度は、現行距離について、200円から7100円までの幅で引き上げ、令和8年度からは通勤距離100キロメートル以上とし、支給上限を引き上げるものであります。また、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、手当の見直しを行い、医師の宿直手当を引き上げるものであります。

国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を12月24日に公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施しました。

このことから、本町においては、国家公務員の給与改定に準じた形で給料表を引き上げ、期末勤勉手当の引上げ及びその他手当の改定を行うものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日としておりますが、令和7年4月1日から適用し、通勤手当の通勤距離、支給上限の引上げについては令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第2号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第2号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

議会議員の期末手当、年間支給月数については、一般職の職員と同じく4.6月としております。

このたび、一般職の職員については、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関

する条例の一部改正を行い、0.05月引き上げ4.65月にしようとするものであります。

このことから、議会議員の期末手当につきまして、一般職の職員と同様に引き上げる
ことについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

改正の内容につきましては、第5条第2項で、期末手当について、現行の100分の2
30を100分の232.5に改め、現行年間支給月数4.6月を4.65月に引き上げ
るものであります。

施行期日は公布の日とし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとしてお
ります。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和7年4月1日より適用することと
し、改正前の条例の規定に基づいて支給される期末手当は改正後の条例の規定による期末
手当の内払いとみなすこととしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し
上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、議案第3号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、西円朱別地区辺地の整備計画の変更について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

計画変更の概要を申し上げますと、令和7年11月1日発生 of 暴風雨の影響により茶内1号幹線道路の一部が陥没したため、陥没原因の抜本的解消と道路構造の強化を図る改良工事を実施する見込みであることから、計画に茶内1号幹線道路改良事業を追加するものであります。

計画期間については令和7年度から令和11年度までの5か年としております。

なお、令和8年1月14日付地政第2769号をもって北海道知事との協議も調っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 工事請負契約の締結について

日程第10 議案第5号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第6号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、議案第4号、ないし、日程第12、議案第7号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第4号から議案第7号の工事請負契約の締結については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、新川西地区及び仲の浜地区の津波避難タワー建設工事に係る建築主体工事及び電気設備工事を実施するもので、令和7年第4回浜中町議会定例会において予算の議決をいただいております。これらの建設工事に当たり、去る1月20日、指名競争入札を実施したところであります。

初めに、議案第4号の工事請負契約の締結については、新川西地区津波避難タワー建設工事の建築主体工事で、町内業者3者、町外業者2者、計5者による入札の結果、赤石建設株式会社が4億8246万円で落札いたしました。

次に、議案第5号の工事請負契約の締結については、新川西区津波避難タワー建設工事の電気設備工事で、町内業者1者、町内業者を含む経常建設共同企業体2者、町外業者2者、計5者による入札の結果、高部・中原経常建設共同企業体が6347万円で落札いたしました。

次に、議案第6号工事請負契約の締結については、仲の浜地区津波避難タワー建設工事の建築主体工事で、町内業者3者、町外業者2者、計5者による入札の結果、赤石建設株式会社が4億8895万円で落札いたしました。

最後に、議案第7号の工事請負契約の締結については、仲の浜地区津波避難タワー建設工事の電気設備工事で、町内業者1者、町内業者を含む経常建設共同企業体2者、町外業者2者、計5者による入札の結果、サンエス・浜中無線経常建設共同企業体が6369万円で落札いたしました。

なお、各工事の工期につきましては令和9年1月31日までとしております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 令和7年度浜中町一般会計補正予算(第9号)

○議長(落合俊雄君) 日程第13、議案第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君)(登壇) 議案第8号令和7年度浜中町一般会計補正予算(第9号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、先ほど議決をいただきました議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員の給料、手当等の追加のほか、国の総合経済対策の一環として本町で実施する物価高対策事業に係る経費及び町道管理に要する経費などについて補正をお願いしようとするもので、補正額は2億6722万4000円となります。

一方、歳入では、各事業の特定財源として国庫支出金を1億3384万7000円、町債2750万円を充てたほか、不足する財源については地方交付税1億587万7000円を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は115億2751万5000円となります。

次に、第2表繰越明許費補正につきましては、いずれの事業も年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) これから議案第8号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） まず、歳入の35ページの町債の道路改良事業債（辺地債）2750万円皆増についてです。

これにつきましては第3表に追加という内容であります。町道茶内第1号幹線道路の本復旧工事実施設計委託業務582万円を12月10日に専決処分して、572万円で契約発注した成果品を基に算定した設計額を計上したものと思います。

本工事は新年度予算に計上して8月頃に発注するとしておりました。その年度内に実施設計額を基に発注するのであれば、今回の補正の2750万円は分かるのだけれども、その中身が分かりません。地方債補正で2750万円を追加しているわけですが、次年度で改修工事を行うものを本年度の道路橋りょう維持費の特定財源に見込むことはいかなるものか、歳出の部分をもう一度確認しますので、押さえておいてほしいと思います。

次に、37ページの総務費の財産管理費の公の集会施設等管理に要する経費についてです。

修繕料220万円は、どこの施設でどういう修繕をするのか、お知らせいただきたいです。

次に、41ページの物価高対応子育て応援手当に要する経費についてです。

これは皆増ということで1445万4000円が計上されております。その補助金として物価高対応子育て応援手当1340万円について、説明では、670人の1人当たり2万円で1340万円の計上となっておりますが、さらに詳しくお知らせをいただきたいと思っております。

次に、45ページの商工振興に要する経費のうちの委託料、経済対策地域応援券業務委託料219万5000円についてです。

委託先は商工会とのことでありますが、その確認です。

また、その下の負担金、補助及び交付金の補助金1億344万円の皆増についてです。

とても本町としてはよい支援の仕方をしているなというふうに向っております。2578世帯の5172人に対し、1人当たり2万円を応援券として交付するという事です。ただ、使用期限が3月10日から5月31日までということで短いので、周知の徹底をきちんとやってほしいなと思っております。

これに関連するものとして、ほかにも水道料金の補助を2か月ぐらいやるというふうに向いておりますので、それも含めてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、その下の町道管理に要する経費についてです。

工事請負費の町道補修工事で2264万9000円の追加ということですが、現計予算も2264万9000円ありますから、これを補正すると4529万8000円になるわけです。これは、先ほど言ったように、仮復旧で流用した分に2264万9000円を戻し入れるための補正と理解していますが、それでよろしいのでしょうか。

また、その上の町道除雪業務委託料についてです。

当初は6000万円から2264万9000円を流用していますから、現計予算は37

35万1000円です。そして、今回、6400万円を追加して1億135万1000円
の予算になるわけですが、委託業者の稼働実績に基づく支出は遅滞なく行われている
のかどうかだけ確認をしておきたいなと思います。

要するに、現在の予算は3735万1000円しかないのです。業者が1回出動すると
相当なお金が出ますが、それを待ってもらっているのかどうか、つまびらかにしてほしい
なと思います。

さらに、その工事請負費に対する地方債の特定財源で先ほど2750万円の辺地債を充
当しているということです。この金額は、例えば、町道補修工事の2264万9000円
に対する特定財源であれば分かるのです。でも、そういう特定財源ではなくて、先ほど言
ったように、令和8年度の予算で8月頃に本復旧工事をするための辺地債を使いたいと考
えているような話を聞いていたのです。その予算は今ここで計上する話ではないのではな
いのですか。それをはっきりさせていただきたいなと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、歳入35ページの町債の道路改良事業債のご
質問にお答えいたします。

2750万円の辺地債につきましては、茶内1号幹線道路の陥没事故を受けまして、振
興局に早急に財源の相談をさせていただきました。その結果、専決処分をさせていただきました
設計額572万円、それから、このたび12月に実施させていただいた復旧工事は、
議員のおっしゃいますとおり、歳出で2264万9000円という金額で計上されてお
りますが、この二つの事項に対して辺地債を充てていただけるということで協議が調いま
したので、このたび計上させていただいております。

なお、令和8年度に行われます現在設計中の改修工事につきましては、別途、財源を充
てることで今検討していますので、ご理解願います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 10節需用費の修繕料220万円の増額理由についてお答え
いたします。

昨年12月22日の強風によって被害を受けた琵琶瀬住民センターと奔幌戸ふれあい館
の修繕料となります。

琵琶瀬住民センターは、強風によって屋根板金の一部が剥がれ落ち、下地が露出して
いる箇所の補修を行います。また、被害状況調査をした際に、軒先板金の腐食が確認され
たため、この部分についても交換を実施します。

今回、屋根が剥がれ落ちた原因については、経年劣化により木下地材が腐食し、屋根材
を固定していた金具が外れたことが要因と推測しております。

次に、奔幌戸ふれあい館は、強風によって会館正面の外灯ポールが折れ、灯具ごと破損
したため、新規のポール及び灯具の取替え補修を行います。

ポールが折れた原因は、経年劣化による根本部分の腐食と考えております。

次に、修繕料 220 万円の内訳ですが、琵琶瀬住民センターの修繕料が 200 万円、奔幌戸ふれあい館の修繕料が 20 万円で、合計 220 万円を計上しております。

次に、14 節工事請負費の町道補修工事 2264 万 9000 円の増額理由ですが、先ほど言われましたとおり、昨年 11 月 1 日に発生しました茶内 1 号幹線道路陥没箇所に係る仮復旧工事について、他科目から流用して対応した予算の戻入れを計上するものとなります。

次に、12 節委託料の町道除雪業務委託料 6400 万円の増額理由と支払いについて説明いたします。

補正入力時期が 1 月上旬だったため、当時の見込額は現在の状況と異なりますが、12 月の実績値と 1 月から 3 月までを想定し、算出したものとなります。

12 月から 1 月までの除雪費の合計は 4600 万円となっております。今回の補正が可決されますと、補正後の予算額は 1 億 400 万円となり、残額は 5700 万円となります。この 5700 万円につきましては、2 月から 3 月までの期間で全車両を想定した場合、約 4 回の除雪が可能な額と見込んでおります。ただし、除雪作業は自然相手の事象であるため、予定どおりには進まない可能性があることをご理解いただきたいと思います。

次に、先ほど言われた支払いについてですが、除雪業者に支払いを待っていただいているということはありません。12 月の請求分につきましては 1 月 15 日に請求書をいただいておりますので、この補正予算が可決されましたら速やかに支払いを実施したいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 41 ページの物価高対応子育て応援手当に要する経費に関し、内容の詳細についてお知らせいたします。

まず、事業の目的ですけれども、令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策の一環としての施策であります。物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から手当を支給するものでございます。

なお、手当に関する経費は全て国の補助金で賄われることになり、歳入で予算計上しております。

対象となるのは、高校 3 年生世代までのお子さん 1 名に対して 2 万円を支給するものであり、これは 1 回限りで、令和 8 年 3 月 31 日までに生まれたお子さんまでが対象となります。

実施主体につきましては、児童手当受給者の住所市区町村となり、公務員以外は申請が不要で、基本的には児童手当受給口座にプッシュ型での支給となります。本町において対象となるお子様は 670 名、受給者となる保護者は 370 名とそれぞれ見込み、予算計上をしております。

支給のスケジュールですが、まず、2 月上旬に支給のお知らせを発送します。その後、

一定期間を経て、2月下旬に支給する予定となっております。公務員の方については、所属長から支給される給与に児童手当が含まれていることから、受給者情報がございませんので、申請方式となり、申請の都度、支給する予定となっております。今後生まれてくるお子さんも基本的には申請方式となっております。

なお、役場職員に関しては受給者情報が把握できることから、申請方式ではなく、プッシュ型での支給が可能であるという国の見解から、一般の方と同様に2月の支給とする扱いの予定としております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、議案45ページの商工振興に要する経費についてお答えをいたします。

国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の関係でございまして、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対して支援を行う事業です。地域の事情を踏まえつつ、限られた交付金の中で町内全体に行き渡る支援が望ましいということで、前回に引き続いて今回も地域応援券を発行するわけですが、今回は水道料金の減免の二本立てでいきます。

私からは、地域応援券の関係についてご説明をいたします。

交付対象者につきましては、令和8年1月1日現在で町の住民基本台帳に登録されている方で、現に当該住所に居住されている方であり、2578世帯で5172人となります。交付対象者1人につき2万円の応援券を発行するというので、1000円の応援券20枚つづりになります。

この委託先というご質問でしたが、議員がおっしゃったとおり、商工会に委託をいたします。本日、議会でご承認をいただいた後、商工会と直ちに契約をいたしまして、この応援券事業の作業を委託することになります。

今回、使用できる期間が3月10日から5月31日までの83日間、3か月弱という期間を設けさせていただきました。この交付金の趣旨としては物価高騰対策ということですので、あまり長期間とするのも趣旨にそぐわないものと考えております。とはいえ、あまりにも短い期間とすると利用するタイミングが狭まってしまうため、2か月から3か月ぐらいがちょうどいいのではないかなということで、こういう期間を設定させていただいたところです。

その中で、周知方法は徹底していきたいなと思っております。ホームページや町広報誌の3月号への掲載、チラシによる周知、取扱い事業者の店舗にポスターを貼るほか、始まる前と期間中、防災無線のお知らせによって応援券の消費喚起を行っていく予定でございます。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（島卓君） ご質問にお答えいたします。

まず、今回の物価高騰対策に係る水道基本料金減免についてですが、4月分から5月分までの2か月間の水道基本料金を減免いたします。

4月分から5月分までとした理由ですが、転入者の多い4月分及び5月分の水道料金の減免を行うことで効果の高い生活支援が可能となるため、このたび、このように実施させていただくことにいたしました。

そして、周知方法についてですが、広報及びホームページや検針票に文言を追加し、水道料金の基本料金減免に係る内容を周知したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

基本料金減免に係る対象の内訳としましては、令和8年1月分の実績を基に見込み計上をしております。水道事業につきましては、家事用として497万円、件数は1850件、一般用として57万5000円、件数は172件、特殊営業用は12万8000円、件数は20件、浴場用として2万1000円、1件、農業用として3万7000円、15件、こちらの1か月分を合計して573万1000円となりますが、2か月分ですから、1146万2000円を水道事業会計繰出金として、このたび補正予算を計上させていただいております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 35ページの町債の関係についてです。

本復旧工事の委託料582万円と流用した2264万9000円を辺地債の対象にさせていただいたということで了解しました。

次に、37ページの修繕料についてです。

琵琶瀬住民センターと奔幌戸ふれあい館に関わるもので、いずれも強風によるものということで理解いたしました。

次に、物価高対応子育て応援手当に要する経費についても詳しく説明をいただきましたので、了解です。

次に、商工振興に要する経費の委託料の委託先は商工会ということで理解いたしました。

そして、補助金の内容についても詳しく説明をいただきましたし、水道の部分も含めて一緒にお伺いし、理解できました。

町道補修工事については、2264万9000円を追加して4529万8000円になるのですが、そのうちから早急に除雪経費に戻すとのことですね。戻さなかったら払えないですからね。

ただ、ちょっと気になったのは1月末の実績が4600万円ぐらいになっているということです。現在の予算額は3735万1000円ですから、それでは払えないと思うのです。請求のほうが多いのです。政府契約の支払遅延防止等に関する法律というものがあって、請求があつてから40日以内に払いなさいというものですけども、これに当てはめるとき、法律違反にならないですか。それだけ確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 12月の除雪費は、除雪回数2回で2223万9600円となっております。12月の請求分ですが、1月15日に請求書が上がっております。

そして、支払いについては請求が上がってきてから30日以内と決まっておりますので、このたび可決されましたら十分に間に合うと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 先ほどの答弁では1月末で4600万円の除雪経費がかかっているというふうに聞いたのですが、それは聞き間違いですか。1月末に全ての請求が来ているわけではなく、稼働実績としてはそのぐらいになる、そして、1月末に請求が来るから支払い遅延防止の法律には違反になりませんと理解していいですか。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（塚田恒平君） 12月の除雪費用に関しては請求書が上がっております。

1月末分につきましては、速報値のため、確定ではございませんが、除雪回数2回で2400万円程度を見込んでおります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、37ページの放課後児童クラブに要する経費についてです。

今回、人事院勧告を受けて、職員給与の条例改正も行われた中での予算になると思うのですが、放課後児童クラブに要する経費のほか、常設保育所、教育委員会事務局、教育振興について、職員報酬がほかはおおむね増額補正ですけれども、ここについては減額補正となっております。今回の人勧の給与改定の措置を行った後、なおかつ、これだけの減額が生じるということでの減額補正なのだろうと思います。

通常であれば、3月末の補正でおおむね減額補正が示されるのかなと思います。今回、これに合わせてのものであるということでは理解はできるのですが、そういう考えでよろしいのか、3月の補正ではこれについての補正は発生しないと見込んでの今回の提案ということではよろしいのでしょうか。

次に、47ページの小学校管理に要する経費についてです。

中学校もそれぞれあって、先ほど言った人勧の関係で費用弁償についても改定がなされたと思うのですが、それに伴っての増額部分があります。小学校管理に要する経費及び教育振興に要する経費、中学校管理に要する経費及び教育振興に関する経費、総合文化センター管理に要する経費、スポーツ振興に要する経費について、それぞれ当初予算では費用弁償の計上があった中、今言ったものについては費用弁償での補正がありません。これは今回の給与等の条例改正を受けても補正の必要はなかったと理解していいのかどうか、説明をいただきたいと思います。

それから、53ページの大規模運動公園管理に要する経費及び農業者トレーニングセンター管理に要する経費についてです。

トランスに含まれる低濃度のPCBがあることから、このたび、その対策としての予算計上だという説明でありました。

後ほど議会から申入れがあるかも分かりませんが、2027年度末という処理期

限が迫る中、ほかにPCBが含まれたトランス等があるのかの調査は現在どのように行われていて、いつ頃までに結論が出るのか、伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 37ページの放課後児童クラブに要する経費の報酬についてお答えいたします。

まず、人事院勧告による増額を反映した予算編成ではありますけれども、児童クラブの月額給の補助員が11月から現在まで欠員の状態となっており、採用が見込めないということから、その分を減額しております。

また、従前から時間パートの方がいるのですけれども、その方の時間数を増額しています。さらに、新たに週1回だけ時間パートで入ってくれる方が見つかりましたので、その方の分も増額としていますが、トータルでは減額補正となっております。

次に、職員手当も減額となっているのですけれども、児童クラブの補助員2名分を当初から計上しております。こちらも人事勧告による増額を反映しておりますが、2名のうちの1名が新規採用で、6月分が通常の3割分しか支給されません。そして、この方は10月で退職されており、12月分は支給しておりませんので、その分の減額を反映しております。

今回、これらを予算計上しており、減額、増額をする予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 37ページ、39ページの常設保育所に要する経費の会計年度任用職員の報酬9万7000円の減についてご説明いたします。

今回の補正ですけれども、当初予算と比較して実際に配置されている職員分に合わせて修正したものでございます。

当初の常設保育所では、令和6年度いっぱい2名の保育助手と1名の代替保育士が退職してしまったので、10名の会計年度任用職員と9名の代替保育士のほか、2名の月額パート会計年度任用職員の増員を見込んでおりました。保育士資格のある会計年度任用職員1名は確保できたのですけれども、もう一名は、1月の段階ではまだ雇用に至っておりませんので、その分の減額が含まれております。

ただ、2月以降も募集しているため、2か月分を残して10か月分の減額としております。雇用に至らなかった1名の10か月分の減額分が194万5000円、ベースアップで増額になる分が184万8000円で、差し引きをして9万7000円の減額となります。

そして、今、2か月分を残していることから、採用に至らなかった場合、3月補正で影響が出るかと思っておりますが、そのときは精査して減額させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） 47ページの教育委員会事務局に要する経費の減額について説

明いたします。

6月に職員の退職がありまして、8月から1名を雇用したのですけれども、この間、1か月の空白期間がありますので、それによる減額となっております。それ以外の増額に関しては、議員がおっしゃったように、費用弁償額の改定によって増額となります。

また、49ページの教育振興に要する経費の減額についてですが、6月に小学校の支援員1名が退職になっているので、減額となっております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 53ページの農業者トレーニングセンター等のPCBの関係のご質問にお答えいたします。

PCBについては住民環境課が担当しております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、PCBの処理期限が令和9年3月31日となっていることから、各施設にまだ残っているものがないかということで、昨年10月29日に庁内に一斉送信しまして、各施設に低濃度PCBがないか、関係者から出ているパンフレットがあるのですけれども、そちらをきちんと見ていただき、確認していただくということにしております。こちらは11月10日までということで周知し、回答を得ております。

なお、今、PCBが11個と出てきましたので、令和8年度に処理をしたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 47ページのことです。質問をしたのは、報酬ではなく、費用弁償の関係でした。当初予算に費用弁償が載っている中、先ほど言った科目について費用弁償の補正がなかったのは、今回の人勤の改定を含めても補正の必要がなかったという理解でよろしいのでしょうかという質問をしたのですけれども、その答弁をいただけていないと思います。

次に、放課後児童クラブについてです。

本予算については理解するのですが、要は欠員があるとのことですね。茶内と霧多布の2か所で児童クラブを開設しているわけですが、指導員といいますが、児童クラブの職員はそれぞれで何名なのでしょう。たしか、当初は2名ずつだったかなと思ったのですけれども、そのうち、どちらで欠員が生じたのかを伺います。

また、利用する児童数に応じて指導員数も変わってくるのかと思うのですけれども、次年度に向けての児童クラブの運営といいますが、指導員の配置は大丈夫だと見込んでいるのかどうかも含め、答弁をいただければと思います。

次に、53ページのトランスの関係です。

今回、大規模運動公園と茶内のトレセンの2基のほかに11基あるということでしょうか。それとも、その11基の中に今回の2基が含まれているのでしょうか。

そして、期限が迫る中で残るトランスの処理についてです。令和8年度に対応するというのでしたけれども、8年度当初予算でしっかりと予算化して対応し、期限内に何とか

間に合わせるという見通しが立っているのかどうかも含め、再度、答弁をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 指導室長。

○指導室長（寺田順君） すみません。先ほどの質問に答弁漏れがありましたので、説明させていただきます。

今回の改定では、5キロメートル以上10キロメートル未満の部分については改定されていないということで変更がなかったため、費用弁償には該当しないとなっております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

先ほど11個と申し上げたのですけれども、それは教育委員会分の二つを含んでの数になります。

また、この処理については令和8年度予算に計上しておりますので、それで全部を処分するという予定です。しかし、最終年度ということで工場が大変混み合っているそうです。確約はできないのですけれども、もしかしたら越えるかもしれないというような話も室蘭のほうからは伺っておりますので、契約した時点でどうなるか、また、繰越しにするのかについては、現在のところ、未定でございます。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） 37ページの放課後児童クラブの経費に関し、体制のことについて説明させていただきます。

茶内、霧多布の両クラブとも、指導員2名、補助員1名、計3名の体制で児童クラブを実施しております。今回、欠員が生じたのは茶内児童クラブの補助員になります。その欠員をどのように穴埋めしているかといいますと、両クラブとも、時間パートの補助員の方がいますので、まずはその方になります。また、もう一名、週1回入っていただける時間パートの方がいます。さらに、児童福祉係からも応援に行って、3名で回している状態です。

これは茶内だけですが、例えば、霧多布でも先生が休暇を取ると代替の補助員の方が入っていただける仕組みになっているのですけれども、今、茶内のほうではそういう状況なものですから、もし重なると係から2名が応援に行くことになります。

現在も補助員の募集をかけている状況ですが、まだ見つかっておりません。しかし、次年度以降の体制に影響が出ないよう、指導員を探す努力はしているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） PCBの関係です。

先ほど課長は室蘭と答弁されましたが、苫小牧の誤りかなと思います。たしか、室蘭にも以前はあったと記憶していますが、そこは閉鎖になりましたよね。現在は、たしか、苫小牧と青森でしたか、処理するところがかなり限られています。

先ほどは、受入れが混雑していて、もしかしたら処理期限内に難しくなるかも分からない

いという答弁だったのですけれども、仮に苫小牧で受入れが混雑しており、他の処理施設へお願いするとなると費用の面で開きが結構出てくるものなのではないでしょうか。

そこまで調べていないかも知れませんが、問題は処理期限内に処理がなされなかった場合のペナルティーみたいなものが課されないのかです。あくまで処理業者側の処理能力の関係だということで、そういう懸念がないのであれば、計画どおりに進めていただきたいと思うのですが、見解を伺わせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

苫小牧の間違いです。大変失礼いたしました。

その上で、今後の考え方についてです。

最近、業者の方に電話で確認した事項でありまして、道内でできると考えておりますが、契約をする段階でもう一度確認したいと思います。そうしたことから、ペナルティー等についてはまだ調べていないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第9号 令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）

○議長（落合俊雄君） 日程第14、議案第9号、及び、日程第15、議案第10号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第9号令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第10号令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）につきま

してはいずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、重複での説明となりますが、先ほど議決をいただきました議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員の給料、手当等の追加について、各会計予算の補正をお願いしようとするものであります。

議案第9号令和7年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）では、94万4000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を5億2706万2000円としようとするもので、議案第10号令和7年度浜中診療所特別会計補正予算（第4号）では、1227万3000円を追加し、補正後の歳入歳出の総額を3億4995万円としようとするものであります。

なお、各特別会計の補正財源につきましては、いずれも一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第9号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これをもって令和8年第1回浜中町議会臨時会を閉会します。

(閉会 午後 0時10分)